

## 女性の活躍推進法第9条に基づく認定取得

平成28年4月1日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

また、同法の定めに従い3月には、当金庫の一般事業主行動計画を策定し、埼玉労働局に提出致しました。

当金庫では、女性活躍推進法第9条に基づき、女性が活躍できる取組みを実践している企業として4月1日に認定申請を行なったところ、認定段階3の企業として認定を受けました。埼玉県内では、当金庫を含む金融機関4社、製造業2社の計6社が認定されました。

なお、一般事業主行動計画、女性活躍推進の現状等詳しくは、厚生労働省 女性の活躍・両立支援総合サイト「女性の活躍推進企業データベース」を閲覧願います。

### 『認定マーク』

下記マークを今後当金庫商品パンフレット、採用に関するパンフレット等に使用することができるようになりました。

